

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和2年9月15日（令和2年（行情）諮問第456号）

答申日：令和3年1月18日（令和2年度（行情）答申第440号）

事件名：環境省法令事務必携の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書5（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月19日付け環境総発第2005191号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、一部を除く不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由（添付資料の記載は省略する。）

##### （1）別表の項番（以下「項番」という。）3及び項番5について

ア 当該画像は、特定ブラウザにおいて、特定データベースAにアクセスした際のスクリーンショットであり、本部分には、当該サイトのロゴ及び特定URL（略）その他の特定URL（略）から始まる文字列が記載されていると考えられる。

イ また、開示された文書からは、本部分の右方には同サイトのロゴが、当該画像の上には特定URL（略）との記載がなされていることが認められる。

ウ 更に、特定ウェブサイトにおいても、添付1（19）より、特定URLのアドレスについて、記録されていることが分かる。

また、同ロゴについては、当該事業者の他のウェブページにおいても、使用されているものである。

エ そうすると、少なくとも、本部分のうち、ロゴ及び特定URLの部分については、別部分において既に開示のなされている部分であり、かつ、インターネット上において広く公開されていることから、本件開示請求の時点において、公知の事実と言える。

オ 加えて、ユーザー名及びパスワード又はIPアドレスにより認証を行うという当該ウェブサイトの仕組みからすれば、本部分の情報は、

これが公開されることにより、不正アクセスその他の不正の行為を誘発する可能性があるとは言いがたい。

また、本部分の情報は、同種の事業を行うにあたって、有意な情報となるとも言いがたい。

カ 結局、本部分を公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは、言えないのであるから、本部分は、法5条2号イには、該当しないと言うべきである。

(2) 項番4について

ア 本部分には、添付1(1)の11頁の画像等に類するものが表示されていると考えられる。

イ そうすると、同部分の情報は、当該事業者自身において、広く公開をしている情報であるといえるから、法5条2号イには、該当しない。

(3) 項番6について

ア 本部分には、添付1(2)の10頁の画像等に類するものが表示されていると考えられる。

イ そうすると、同部分の情報は、当該事業者自身において、広く公開をしている情報であるといえるから、法5条2号イには、該当しない。

(4) 項番7(ページ上部の画像に係る部分に限る。)について

ア 上記(3)と同じ。

イ また、本部分のうち、少なくとも、特定ブラウザのポップアップの表示の部分については、原処分理由には含まれないから、開示がなされているべきであった。

ウ 蓋し、本文書の7頁の最下段の画像の処理から、本部分についても、その分離が困難であったとは、考えがたいからである。

(5) 項番7(ページ中央及び下部の画像の一部に係る部分に限る。)ないし項番14について

ア 本部分には、添付1(13)等に類するものが表示されていると考えられる。

イ 新旧対照表において、当該法令の題名や、法令番号、その最終改正等、新・旧の欄を設け、左右に条文を対照して表示することは、一般的に考え得ることであって、既に公知の事実であると言える。

ウ また、本部分が、同種の事業を行うにあたって、有意な情報となるとも考えがたい。

エ 結局、本部分は、法5条2号イには、該当しない。

(6) 項番15について

ア 本部分には、特定URL(略)、特定URL(略)又はこれらに類するURLが記載されていると考えられる。

イ 仮に、そうだとすると、これらの記載は、添付2(1)の3頁等の

記載から、当該事業者において、広く公開をしている情報であるといえる。

ウ 結局、本部分は、法5条2号イには、該当しない。

(7) 項番17について

ア 本部分には、添付2(1)の38頁から43頁までの画像等に類するものが表示されていると考えられる。

イ そうすると、同部分の情報は、当該事業者自身において、広く公開をしている情報であるといえるから、法5条2号イには、該当しない。

(8) 項番18について

上記(5)に準ずる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案概要

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和2年4月17日付けで「本開示請求書の受付日において、最新の『環境省法令事務必携』のうち、表紙、目次、「省令・告示・訓令の制定手続」の章、奥付及び裏表紙。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月20日付けでこれを受理した。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和2年5月19日付けで審査請求人に対し、原処分を行った。

(3) これに対し審査請求人は令和2年6月15日付けで処分庁に対して原処分について「処分庁が法5条2号イに該当するとして不開示とした部分の一部については、広く公表されている情報であって、同号イに該当せず、開示すべきである。」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同月18日付けで受理した。

(4) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

#### 2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

原処分における不開示部分のうち本件審査請求において開示を求められている部分については、処分庁が契約する各事業者との契約に基づき、所定の利用料を支払った上で利用している会員制のウェブサイトから取得した情報及び当該ウェブサイトのうち会員のみがアクセスできるページのURLである。各契約においては、ウェブサイト上の情報については全て各事業者が知的財産権その他の権利を有していることから、当該事業者と契約した者が内部で利用することのみが認められている。

このため、本件不開示部分について、処分庁に属する者ではない審査請求人に対して、公にすることにより、当該各事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当することか

ら不開示とした。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

ア 原処分を取り消す。

イ 別表に掲げる文書の全部（項番 1 の項，項番 2 の項及び項番 1 6 の項の掲げる部分を除く。）を公開する。

との裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求に記載された本件審査請求の理由については、おおむね次のとおりである。

ア 原処分で不開示とした部分については、インターネット上において広く公開されている情報であること又は一般に考え得る内容であるため同種の事業を行うに当たって有意な情報となるとも考えがたいことから、公になったとしても、当該事業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはあるとは言えず，法 5 条 2 号イには，該当しない。

イ 原処分で不開示とした部分の一部については，その分離が可能であったことから，当該部分については部分開示すべきであった。

### 4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は，原処分の一部取消しを求めているので，その主張について検討する。

#### (1) 本件対象文書について

本件開示請求の対象となった文書のうち，審査請求人が原処分の一部取消しを求めている文書（本件対象文書）は，処分庁の職員が法令関連業務を行う際に参照する内部資料である。本件対象文書には，法令作成業務において，処分庁が契約に基づき利用している特定の事業者 2 社が提供する法令検索等を行うことができるデータベースの使用方法が記載されているものである。

本件対象文書の不開示部分のうち項番 3 から項番 1 4 までの不開示部分は，処分庁が，特定会社 A との契約に基づいて，同社が提供するサービスの一つである特定データベース A から取得した情報及び特定データベース A に関する非公開の情報である。

また，本件対象文書の不開示部分のうち項番 1 5，項番 1 7 及び項番 1 8 の不開示部分は，処分庁が，特定会社 B との契約に基づいて，同社が提供するサービスである特定データベース B から取得した情報及び特定データベース B に関する非公開の情報である。

#### (2) 法 5 条 2 号イの該当性について

ア 項番 3 から項番 1 4 までの不開示部分について

(ア) 特定データベースAは、憲法から告示までの法令，判例，文献情報等を，特定会社Aのノウハウを活かして，体系的に分類・整理して収録しているデータベースである。また，データベースの内容を，キーワード，体系（分類）などにより検索する機能や，特定の時点の条文を参照したり，新旧対照形式など，条文を特定のフォーマットに自動整形し，ファイルとして出力する機能も有している。これらの機能は，特定会社Aと同サービスの利用契約を結んだ会員が，特定会社Aから付与されたIDとパスワードを入力する又は当該会員が登録したIPアドレスを用いることで，特定データベースAのホームページからアクセスすることで，使うことができる。会員以外の者は，特定データベースAのログインを行うホームページから先にアクセスできず，特定データベースA内の各画面及び当該データベースから出力された情報は広く一般に公開されているものではない。

(イ) 本件不開示部分のうち，項番3及び項番5の不開示部分には，特定データベースAのページを写した画像のうち，特定データベースAのサービスの利用契約をした者だけがアクセスすることができるページのURLが含まれている。また，項番4及び項番6の不開示部分及び項番7の不開示部分の一番上の部分については，特定データベースAの検索画面を写した画像が掲載されている。

また，本件不開示部分のうち，項番7の不開示部分の中央及び一番下の部分並びに項番8から項番14までに当たる不開示部分には，特定データベースAのデータベース上の条文を，特定データベースAの機能により自動で「新旧対照表作成用形式」に整形して出力したものを写した画像が含まれている。

(ウ) 処分庁は特定データベースAのサービスを利用する会員であるが，同サービスの会員は同サービスに含まれるすべてのデータの取扱いについては，特定会社Aが定めるWEBサービス利用規約（添付資料1。省略。）に従う必要がある。規約18条1項では，当該サービスに含まれるすべてのデータ，情報，文章，画像，ソフトウェア等一切の著作物に関する著作権は特定会社A及び同社への情報提供者に帰属することとされており，会員及びユーザーは，著作権法で認められた私的利用若しくは内部利用目的でのみ，本サービスを通じて入手した資料を利用することができるものとし，当社の許可なく，資料を複製し，公衆送信し，出版し，頒布する等，私的利用若しくは内部利用目的の範囲を超えて利用することはできないものとし，と定められている。

このうち，「内部利用」とは，会員である法人の組織内部という

限られた範囲において使用することを想定していると解するのが妥当であり、処分庁職員以外の者に特定データベースAから取得したデータ及びこれに係る画像を、複製して配布することは、原則として認められていないものと解される。

(エ) また、上記(ア)のとおり、特定データベースAは、単に公表されている条文を閲覧することができるわけではなく、特定会社Aのノウハウを活用して検索機能等を付与して構築されたデータベースである。当該データベースから得た情報は、当該データベースを利用できる会員のみが使用することができるものであることから広く公表されているとは言えず、当該事業者の許可なく公にされることは予定されていない。仮に公になれば、本来であればそれらの情報を得た者から同社に支払われるべき使用料が同社に支払われないこと、また限られた者のみが見られる当該データベースを構築した同社独自のノウハウが広く公になることから、当該事業者の権利利益を害するおそれがあり、当該文書中項番3から項番14までの不開示部分に含まれる情報は、法5条2号イに該当する不開示情報に該当するため、当該不開示部分を不開示としたことは妥当である。

イ 項番15、項番17及び項番18の不開示部分について

(ア) 特定会社Bが提供するサービスである特定データベースBは、「現行日本法規」（法務省編纂）をベースとして、特定の日時の法令を検索する機能や、引用法令等を条ごとに確認することができるなど、関連情報を含めて、検索できる機能等を有するデータベースである。

処分庁は、特定会社Bとの契約に基づき、特定データベースBのサービスを利用する利用者であるが、同サービスの利用者は同サービスの利用に関する条件等を定めた「特定データベースB」利用規約（添付資料2。省略。）に従う必要がある。同規約では、同サービスに係るすべてのデータ、図表、及びソフトウェア等並びに資料の知的財産権及びその他の権利は、特定会社Bに帰属するとされている。また、同規約では、同社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又はこれらの侵害を導く行為や同サービスを通じて取得した情報を複製、翻案、公衆送信、出版、頒布又は第三者に対する開示、譲渡するなど、利用者自身の利用若しくは内部利用の目的の範囲を超えた利用をする行為等は禁止されている。

当該規約にある「内部利用」とは、利用者である法人の組織内部という限られた範囲において使用することを想定していると解するのが妥当であり、処分庁職員以外の者に特定データベースBから取

得したデータ及びこれに係る画像を、複製して配布することは、原則として認められていないものと解される。

また、前記のとおり、特定データベースBは、単に公表されている条文を閲覧することができるわけではなく、「現行日本法規」の編纂等を通じて得た特定会社Bのノウハウを活用し、情報収集し、検索機能等を付与して構築されたデータベースである。

(イ) 当該データベースから得たことが明らかである情報及び当該データベースに係る情報であって広く公表されているとは言えない情報については、当該事業者の許可なく公にされることは予定されておらず、仮に公になれば、本来であればそれらの情報を得た者から当該事業者を支払われるべき使用料が支払われないこと、また本来使用料を払った者のみが閲覧可能な当該事業者のノウハウが公になることから、当該事業者の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) したがって、仮に、「特定データベースB」利用規約に反し、処分庁が特定データベースBに係る情報を含んだ項番15、項番17及び項番18の不開示部分を開示すれば、本来使用料を支払った者のみが利用規約に従った範囲のみで用いることができる情報が公となり、当該情報に含まれる本来は限られた者のみに共有されるべき特定会社Bのノウハウの一部も公になることから、当該事業者の権利利益を侵害し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

#### ウ まとめ

上記ア及びイで述べたとおり、処分庁が本件不開示部分を開示すれば、本来使用料を支払った者のみが規約に従った範囲のみで用いることができる情報が公となり、各事業者のノウハウが公になることから、当該事業者の権利利益を侵害し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに定める不開示情報に該当すると考えられる。

このことは、令和元年度（独情）答申第5号における考え方にも沿ったものであるので、当該情報は不開示とすることが妥当である。

### (3) 審査請求人の主張に対する反論

#### ア 項番3から項番14までの不開示部分について

(ア) 審査請求人は、当該事業者が当該データベースのマニュアル等により同様の情報を公表していること、公表されている情報から不開示部分の情報が推知されうることを理由に法5条2号イに定める不開示情報に該当しないと主張している。審査請求書の別紙に記載された情報については、それぞれどのような位置づけのものであるか、審査請求書中で言及しているものもそうでないものもあり、当該資

料の性質も含めて明らかではないものも含まれている。このうち、審査請求書の別紙中1(1)から(3)までについては、特定会社A自らが公表している資料であると推察される一方で、審査請求書別紙1(4)から1(19)については、審査請求人がウェブサイトなどを通じて収集した資料であると推察されるが、その作成者や公表経緯などは審査請求書に記載されている事項以外は明らかではない。

- (イ) 審査請求人は、項番3及び項番5に相当する不開示部分について、不開示としたURLに係る情報は、IPアドレス認証によりアクセスを認めていることから不正アクセスなどのリスクは低いこと、審査請求書の別紙1(19)を根拠として公表情報から不開示情報が推知されることから開示すべきと主張する。しかしながら、不正アクセスの手法の中にはIPアドレスのなりすましを行うものも存在することから、IPアドレス認証を使っていることのみを理由として、特定の者のみが閲覧可能であるページのURLを開示すべきとはいえない。また、不開示部分のURLについて、その一部が公表されている情報と同一であり、開示すべきと主張するが、このことはあくまで審査請求人の推測に過ぎず、法5条2号イに基づき不開示とした判断を左右するものではない。なお、審査請求書別紙の1(5)に記載された画像中のURLと1(6)に記載された画像のURLが異なることから、会員ごとに異なるURLを用いていることも推知されるところ、他の会員の用いているURLが公表されていることを以て、当該不開示部分に含まれる情報が公知の情報であるとは言えず、このことから審査請求人の主張には理由がない。
- (ウ) また、審査請求人は、項番4及び項番6に相当する不開示部分並びに項番7に相当する不開示部分のうちページ上部の画像に係る部分について、審査請求書の別紙中1(1)から(2)等を根拠として、いずれも特定会社A自らが公表していることからこれらの不開示部分に含まれる情報は、広く公表されており、法5条2号イ所定の不開示情報には該当しないと主張する。しかしながら、これらの資料に含まれる情報は、当該不開示部分に含まれる情報と完全に一致するものではない。審査請求書の別紙1(1)から1(3)までの資料については、特定会社Aが自らのサービスの宣伝・説明等を目的としてその目的に必要な部分に限定して公表したものであると推察され、仮に当該不開示部分に含まれる情報と類似の情報があつたとしても無制限に公表されることを想定しているとは考え難い。したがって、これらの情報が公表されていることを理由として、本件不開示部分に含まれる情報が公知の情報であるとは言えない。

(エ) さらに審査請求人は、項番7のページ上部の画像に係る不開示部分のうち、特定ブラウザのポップアップの表示の部分については、本件対象文書の7ページ最下段の不開示部分のように画像処理すれば開示は可能であったため、開示すべきであると主張する。

しかしながら、項番7の上部の不開示部分は、特定データベースAからファイルをダウンロードした際の画面であり、特定データベースAそのものを写した部分以外には出力元となったページのURLやシステムから自動出力されたファイル名も記載されている。このため、既に出力済みのファイルの編集画面中のソフトウェアの機能のみを写している審査請求人が指摘している7ページ最下段の開示部分とはその情報の質を異にするものである。

当該不開示部分に相当するようなファイルの出力された画面は、公表されているマニュアルにも記載されておらず、公知の情報であるとは言えず、他の不開示部分と異なるとはいえないことから、当該部分のみ開示すべき理由があるわけでもない。

また、当該不開示部分において、ファイルを開く動作を行っていること自体は、本件対象文書の3ページの開示部分に記載されている。上記の特定データベースAそのものを写した部分やURL等の情報を除いた当該不開示部分に有意な情報が記録されているとは言えない。このことは平成20年度（行情）答申第570号における考え方にも沿ったものであり、当該情報は部分開示の余地はなく、審査請求人の主張には理由がない。

(オ) なお、審査請求人が審査請求書別紙1(4)から1(18)により示した情報については、いずれもその出自が明らかではなく、当該事業者以外の者がインターネット上で公表している情報あるいは当該データベースの会員である等の理由により当該データベースのアクセス権を付与された者が取得した情報であると推察される。仮にこれらの情報を公表・取得した者が当該データベースの会員として当該事業者との間で適法に取得した情報であったとしても、取得された経緯や時期も明らかではなく、これらの者が当該事業者との間で許可を得て、適法に広く一般に当該データベースの画像を公表しているかどうかは明らかではない。また、会員としての資格を有する者のみが当該データベースにアクセスできているのであれば、不特定多数の者が自由に閲覧できるものではないことから、「何人も知りうる状態に置かれている」とはいえない。したがって、これらの資料を元に公知の事実とは言えない。

(カ) また、審査請求人は、項番7の不開示部分の中央及び一番下の部分と項番8から項番14までに当たる不開示部分について、審査請

求書の別紙1(13)等を根拠として、当該不開示部分には、新旧対照表や当該法令の題名、法令番号等が含まれており、これらについては一般に考え得ることであり公知の事実であると主張している。

国や地方公共団体の機関等以外の者が法令等を編集したものは、たとえ素材が法令等であっても、民間の判例集や法令集のように、私人の翻訳・編集に掛かるものについては、編集著作物として権利の対象となりうる(中山信弘著「著作権法〔第2版〕」186頁参照・添付資料3)とされており、著作権法上は権利保護の対象として認められている。このことからすると、国が自ら作成した同様の資料が法5条各号の不開示情報に該当しないとしても、民間事業者である特定会社Aが作成した特定データベースAの機能を用いて作成した「新旧対照表作成用様式」に整形された条文については当該事業者の権利が及ぶものであり、保護の対象になりうるものと解される。また、新旧対照表と一般に呼ばれるものであっても、それぞれどのような体裁とし、情報を含めるかは差異がありうるどころ、一般に考え得るものであるという審査請求人の主張には理由がない。

このため、審査請求人が示した情報のみからは、本件不開示部分に含まれる情報が、常に広く一般に公開されており、公知の情報であると解することができない。

(キ)したがって、上記(ア)から(カ)まで述べたとおり、審査請求人の主張には理由がない。

イ 項番15、項番17及び項番18の不開示部分について

(ア) 審査請求人は、項番15に相当する不開示部分のURLについては公表されている情報から不開示部分の情報が推知されうることを、項番17に相当する不開示部分のURLについては当該事業者が当該データベースのマニュアル等により同様の情報を公表していることを、項番18に相当する部分については新旧対照表等は一般に考え得るものであり公知の情報であることを、それぞれ理由として、これらの不開示部分に含まれる情報は、法5条2号イに定める不開示情報に該当しないと主張している。

(イ) しかしながら、項番17に相当する本件不開示部分の情報と審査請求人が示した当該事業者が公表している情報は、同一のものではなく、当該情報が公表されていることを理由に不開示部分の情報が公知であるとはいえない。

(ウ) 加えて、項番18に相当する不開示部分の情報については、上記ア(オ)で述べたのと同様に、民間事業者が作成した法令の編集物は権利保護の対象となることから、民間事業者である特定会社Bが作成した特定データベースBから出力され、自動で整形された「新

旧対照表」については当該事業者の権利が及ぶものであり、保護の対象となりうる。また、新旧対照表と呼称される改正前と改正後で欄を分けてそれぞれ条文が記載されている表（以下「新旧対照条文」という。）につき、実際に、特定データベースAの機能を用いて作成した「新旧対照表作成用形式」に整形された条文と、特定データベースBから出力された「新旧対照表」の体裁には差異があり、これらには各事業者ごとのノウハウが含まれている。このため、新旧対照条文の体裁や含まれる情報について、一般に考え得るものであり、これらに関する情報が公になっても、当該事業者の権利利益を侵害するおそれがないという審査請求人の主張には理由がない。

(エ) したがって、上記(ア)から(ウ)まで述べたとおり、審査請求人の主張には理由がない。

## 5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年9月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月7日 審議
- ④ 同年12月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和3年1月14日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は別紙に掲げる文書5であり、処分庁はその一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分において不開示とされた部分の一部の開示を求めていることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、審査請求人が開示を求める部分のうち別表の「諮問庁が新たに開示とする部分」欄に掲げる部分については、不開示情報に該当せず、新たに開示することとするが、その余の部分はなお不開示を維持すべきと説明する。そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示維持部分は、具体的には、項番3ないし項番14、項番1

7及び項番18の部分（ただし、項番12については別表の「諮問庁が新たに開示するとする部分」欄に掲げる部分を除く。）であると認められる。

- (2) 当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は上記第3の4(2)ア及びイのとおり説明するところ、諮問書に添付された特定データベースA及び特定データベースBの利用規約の内容に照らすと、当該説明は否定し難く、当該部分を公にすると特定会社A及び特定会社Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙 本件対象文書

文書1 環境省法令事務必携表紙

文書2 環境省法令事務必携目次

文書3 環境省法令事務必携 第5章 省令・告示・訓令の制定手続

文書4 環境省法令事務必携 資料5-1-1 省令・告示に関する補足メモ（法令事務必携掲載用）

文書5 環境省法令事務必携 資料5-1-2 データベースを使った新旧表の作成方法メモ（本件対象文書）

文書6 環境省法令事務必携 資料5-1-3 サンプル（新旧方式の束ね省令，束ね告示）

文書7 環境省法令事務必携 資料5-1-4 サンプル（改め分方式，公示形式，新規制定）

文書8 環境省法令事務必携 資料5-2 概要メモの例

文書9 環境省所管の省令，告示及び訓令の改正に関する訓令（平成28年6月1施行）関係資料

## 別表

項番	対象 文書	該当頁	不開示部分	不開示理由	諮問庁が新たに開 示するとする部分
1	文書 3	6	24行目	法制執務業務支援（e-LAWS）システムのうち、政府部内からのみ閲覧可能なページのURLであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書き所定の不開示情報に該当する。	—
2	文書 4	4	13行目	環境省ネットワークシステム内の職員ポータルサイトシステムの非公開のアドレスであり、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題があり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書き所定の不開示情報に該当する。	—
3	文書 5	1	ページ中央の画像の上部	環境省が民間事業者との契約に基づき、利用している	なし

				<p>会員制ウェブサイトにおいて、契約を行った会員のみがアクセス可能なページのURLであり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p>	
4	文書 5	1	<p>ページ中央の画像の下部とページ下部の画像</p>	<p>環境省が民間事業者との契約に基づき有料で使用している会員制ウェブサイトから取得した情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p>	なし
5	文書 5	2	<p>ページ上部の画像の上部</p>	<p>環境省が民間事業者との契約に基づき、利用している会員制ウェブサイトにおいて、契約を行った会員のみがアクセス可能なページのURLであり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争</p>	なし

				上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イに該当する。	
6	文書 5	2	ページ上部の画像の一部及びページ下部の画像	環境省が民間事業者との契約に基づき有料で使用している会員制ウェブサイトから取得した情報であり，公にすることにより，当該事業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イに該当する。	なし
7	文書 5	3	ページ上部の画像全体並びにページ中央及び下部の画像の一部	同上	なし
8	文書 5	4	ページ中の画像3箇所の一部	同上	なし
9	文書 5	5	ページ中の画像3箇所の一部	同上	なし
10	文書 5	6	ページ中の画像3箇所の一部	同上	なし
11	文書 5	7	ページ中の画像3箇所の一部	同上	なし
12	文書	8	ページ上部	同上	ページ下部にある

	5		の画像全体並びにページ中央及び下部にある画像2箇所中の表部分		画像の表部分
13	文書 5	9	ページ中央の画像中の表部分	同上	なし
14	文書 5	10	ページ上部にある画像中の表部分	同上	なし
15	文書 5	11	5行目	環境省が民間事業者との契約に基づき有料で使用している会員制ウェブサイトのURLであり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。	全て
16	文書 5	11	7行目及び8行目	環境省が民間事業者との契約に基づき有料で使用している会員制ウェブサイトのIDとパスワードであり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2	—

				号イに該当する。	
17	文書 5	11	ページ中央 及び下部の 画像2箇所	環境省が民間事業者との契約に有料で使用している会員制ウェブサイトから取得した情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。	なし
18	文書 5	12	ページ上部 及び中央の 画像2箇所 全体並びに ページ下部 の画像1箇 所の一部	同上	なし